令和４年（ワ）第４５号　福島原発避難者損害賠償請求事件（第４陣訴訟）
原　告　芹川輝男外１０１名
被　告　東京電力ホールディングス株式会社

準　備　書　面　２１
（先行避難者訴訟の判決内容に基づく主張）

２０２３（令和５）年９月５日

福島地方裁判所いわき支部　合議１係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　小野寺　利　孝
同　鈴　木　尭　博
同　広　田　次　男
同　米　倉　　勉
同　鈴　木　延　枝
同　佐　藤　剛　志
同　菅　野　　哲
同　磯　　秀一良

同　　永　山　健　太　郎　代

同　　大　木　裕　　生

同　　櫛　田　　啓　代

同　　三　浦　学　　人　代

原告ら訴訟復代理人弁護士　　杉　原　悠　記　子

外

目次

第１　検討する先行訴訟の高裁判決について..... 6
第２　第１陣仙台高裁判決について..... 6
１　慰謝料算定にあたっての検討の視点についての判示内容 6
（１）故郷喪失・変容慰謝料についての原告らの主張 6
（２）避難慰謝料についての原告らの主張 7
（３）慰謝料算定にあたっての検討の視点について 7
２　避難を余儀なくされた慰謝料の認定及び損害額について 8
（１）損害の内容ないし考慮事情..... 8
（２）慰謝料の額について..... 9
３　避難生活の継続による慰謝料について..... 10
（１）損害の内容ないし考慮事情..... 10
（２）慰謝料の月額について..... 10
（３）相当の避難期間について..... 11
４　故郷の喪失又は変容による慰謝料の判示内容 12
（１）損害の内容ないし考慮事情について 12
（２）故郷の喪失又は変容による慰謝料の額について 14
第３　高松高裁判決について..... 15
１　判断の構造..... 15
２　避難の相当性に関する判断について..... 15
（１）避難の相当性に関する判断基準の基本的な考え方について 15
（２）避難の開始の相当性について..... 16
ア　旧避難指示解除準備区域に居住していた第１審原告らについて 16
イ　旧緊急時避難準備区域に居住していた第１審原告らについて 16
（３）避難の継続の相当性について..... 17
ア　旧避難指示解除準備区域に居住していた第１審原告について 17

イ　旧緊急時避難準備区域に居住していた第１審原告らについて 17
３　損害の判断の在り方について..... 18
４　損害の発生及びその損害額に関する判断の在り方について 18
５　第１審原告の損害の有無及びその額について 21
（１）旧避難指示解除準備区域に居住していた第１審原告らについて 21
ア　旧避難指示解除準備区域の客観的な状況 21
イ　旧避難指示解除準備区域の居住者が受けた被害について 21
（２）旧緊急時避難準備区域に居住していた第１審原告らについて 23
ア　旧緊急時避難準備区域の客観的な状況 23
イ　旧緊急時避難準備区域の居住者が受けた被害について 23
第４　南相馬仙台高裁判決..... 24
１　慰謝料の算定方法..... 24
２　避難を余儀なくされた慰謝料..... 25
３　避難生活の継続による慰謝料..... 27
４　故郷の変容による慰謝料..... 28
５　被告の主張に対する反論..... 30
第５　検討..... 32
１　避難を余儀なくされた慰謝料について..... 32
（１）避難を余儀なくされた慰謝料が損害の発生として認定されたこと ... 32
（２）損害の認定額に差があることが不合理であること 32
ア　損害の認定額に裁判所間での差があることが不合理であること 32
イ　損害の認定額に避難指示区域間で差があることが不合理であること . 33
（３）結論..... 36
２　避難継続慰謝料について..... 36
（１）避難継続慰謝料の月額..... 36
ア　３件の高裁判決の金額の整理..... 36
イ　南相馬仙台高裁判決及び第１陣仙台高裁判決の月額１０万円の根拠 . 37

ウ　高松高裁判決の月額１２万円の根拠 37
エ　検討..... 39
オ　結論..... 40
（２）避難継続慰謝料の期間について..... 40
３　故郷喪失慰謝料について..... 40
（１）各裁判例で認定された故郷喪失慰謝料の額の整理 40
（２）第１陣仙台高裁判決の故郷喪失慰謝料の判示内容 41
ア　帰還困難区域の金額..... 41
イ　居住制限区域及び避難指示解除準備区域の金額 41
ウ　緊急時避難準備区域の金額..... 42
（３）第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決における帰還困難区域以外の損害額を認定する根拠が適切とはいいがたいこと 42
（４）認定されるべき故郷喪失慰謝料の額 45

第１　検討する先行訴訟の高裁判決について

本書面は、先行する避難者訴訟で確定した高裁判決の内容をもとに損害論の主張を補充する書面である。

検討すべき高裁判決は、

①第１陣訴訟の、令和２年３月１２日に言い渡された仙台高等裁判所の判決（平成３０年（ネ）第１６４損害賠償控訴事件（原審；福島地方裁判所いわき支部平成２４年（ワ）第２１３号、同平成２５年（ワ）第１３１号以下、「第１陣仙台高裁判決」という。甲Ｂ９６）、

②令和３年９月２９日に言い渡された高松高等裁判所の判決（令和元年（ネ）第１６４号①損害賠償、②損害賠償各請求控訴事件、令和元年（ネ）第１９２号同附帯控訴事件（原審：松山地方裁判所平成２６年（ワ）第１２４号（第１事件)、平成２７年（ワ）第１５４号（第２事件))、令和３年９月２９日判決。以下、「高松高裁判決」という。甲Ｂ５５）、

③令和４年１１月２５日に言い渡された南相馬地域について判断した仙田高等裁判所の判決（令和２年（ネ）第４０９号損害賠償請求事件（原審：福島地方裁判所いわき支部平成２７年（ワ）第１８０号)。以下、「南相馬仙台高裁判決」という。甲Ｂ５９）、

の３件である。

第２　第１陣仙台高裁判決について

１　慰謝料算定にあたっての検討の視点についての判示内容

第１陣仙台高裁判決は、慰謝料の算定にあたって、以下のとおり、原告らの主張の要旨を整理したうえで、検討の視点を示した。

（１）故郷喪失・変容慰謝料についての原告らの主張

「原告らは、故郷喪失・変容慰謝料について、包括的平穏生活権の中の「地域生活利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、将来に向かって地域における生活を奪われ（①地域生活の破壊、②職業生活の喪失、③家庭・自宅での生活の破壊）、④故郷において自然との関

わりを生きがいとして享受し、⑤故郷を精神的なよりどころとして生活してきたことを全て奪われた精神的損害を主張する。さらに、原告らは、地域社会は、⑥互助的な自給自足を行い（生活費代替機能）、⑦経済的・精神的に相互に助け合い（相互扶助・共助・福祉機能）、⑧行政区ごとの生活機能を維持し（行政代替・補完機能）、⑨集会や祭りを通じて地域社会の精神的交流を実現し（人格発達機能）、⑩農地や里山を維持・管理する（環境保全・維持機能）など、広範、多面的、複合的な役割と機能を果たし、原告らを含む地域住民は、それによる利益（地域生活利益）を享受してきたが、本件事故により地域生活利益を侵害され、多様な有形、無形の損害を被ったと主張する。」

（２）避難慰謝料についての原告らの主張

「原告らは、避難慰謝料について、包括的平穏生活権を侵害され、「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害であり、避難先での著しい生活阻害を内容とするものであると主張し、原告らは、本件事故によって、避難生活を余儀なくされ、自宅外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され、このような著しい生活阻害によってもたらされた心身の苦痛、不便、不自由、不安等によって、重大なストレスと精神的苦痛を被ったと主張する。」

（３）慰謝料算定にあたっての検討の視点について

「本件における慰謝料の算定にあたっては、原告らが主張する包括的平穏生活権の侵害、とりわけ地域生活利益の侵害に関し、証拠により認められる原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害」「を評価するにあたり、被告が」「原陪審の中間指針に従った賠償義務を認めていることを踏まえ、被告の賠償基準により評価できる損害と評価しつくせない損害とを区分して検討するのが合理的であると考える。

この点、被告は、避難指示の程度に応じて相当の避難期間を定め（帰還困難区域７５か月、居住制限区域及び避難指示解除準備区域８５か月、緊急時

避難準備区域１８か月）、その期間について一人月額１０万円の割合による避難生活に伴う慰謝料（帰還困難区域についてはさらにこれとは別に避難長期化慰謝料７００万円）を支払っている。したがって、当裁判所においても、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料として、原告らの主張や被害の実情を勘案し、避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料について検討するのが損害の合理的な評価方法と考える。」

2　避難を余儀なくされた慰謝料の認定及び損害額について

第１陣仙台高裁判決は、上記１を受けて、避難を余儀なくされた慰謝料については、次のように判示した。

（１）損害の内容ないし考慮事情

「原告らは、居住地の近くで設置運営されていた福島第一原発における全く予期しない突然の水素爆発により、大量の放射性物質が拡散する重大な事故に見舞われ、深刻な放射線被害の具体的危険に直面した。

その結果、原告らは、放射線による生命・身体への被害の危険から、事故直後から避難指示を受けて、とるものもとりあえずあわただしく避難し、あるいは緊急時避難準備区域においても、屋内退避を指示され、南相馬市では一時避難を要請されるなどして同様の避難を実際上余儀なくされた。

このような突然の避難により、原告らは、地域の人間関係を断たれ、場合によっては職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは、その置かれた状況は様々であるとしても、それぞれの境遇においてきわめて大きな精神的苦痛を被ったものと認められる。

このような事情や前記認定の原告らの避難の状況を踏まえ、原告らが慰謝料の原因として主張する包括的平穏生活権の侵害により「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害のうち、避難後の避難生活の継続によ

る精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定するのが相当と認められる。」

（２）慰謝料の額について

「原告らは、福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。そのために地域社会との結び付きを突然に奪われ、全く異なる環境での避難生活を一から始めざるを得ないなど、著しい精神的苦痛を被ったといえる。

この放射線被害の危険は、原子力発電所における水素爆発という未曽有の大事故によるもので、その危険性の程度が的確に評価できず、将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で、避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり、その意味での精神的苦痛も極めて大きいものであったと評価できる。

しかも、原告らの避難は」「原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が、事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果として起こした重大な事故のために余儀なくされたものであり、その観点からも、原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は、更に大きなものとなったと評価できる。

このような意味を有する避難を余儀なくされた慰謝料の算定をするには、上記のような原告らの損害ないし精神的苦痛の内容程度を的確に評価する観点から、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度、あるいはこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが相当である。

この観点から、当裁判所は、上記の損害ないし精神的苦痛を評価した避難を余儀なくされた慰謝料として、原告らについて、避難指示の区分に応じて次の金額を認めるのが相当であると判断する。

帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であった地域から

避難した原告らについては、これらのどの地域をとっても、放射線被害の危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられるから、いずれの地域も１人当たり１５０万円とするのが相当である。

他方で、緊急時避難準備区域であった地域から避難した原告らについては、上記地域と比べ、避難生活を始めるにあたっての精神的苦痛にはそれほどの差がないとしても、放射線被害の危険や避難の切迫性等の面では、精神的苦痛の程度がやや小さいものと評価できるから１人当たり７０万円とするのが相当である。」

３　避難生活の継続による慰謝料について

同じく、避難生活の継続による慰謝料については次のように判示した。

（１）損害の内容ないし考慮事情

「避難を余儀なくされた慰謝料を算定しても、避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛、不便、不自由、不安等のストレスないし精神的苦痛が慰謝されるものとはいえない。したがって、これらの損害ないし精神的苦痛を考慮し、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するのが相当である。」

（２）慰謝料の月額について

「原告らは避難慰謝料として」避難を余儀なくされた慰謝料「と区別することなく、１人あたり月額５０万円（障碍者について７０万円）を請求し、他方で、被告は、原陪審の定めた中間指針に従い、１人あたり月額１０万円の避難生活に伴う慰謝料を支払っている。当裁判所は、前記認定の原告らの避難生活による精神的苦痛を考慮し」「避難を余儀なくされた慰謝料のほかに、原告らの相当の避難期間について、１人あたり月額１０万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当であると判断する。この慰謝料の月額は、避難を余儀なくされたことは同じである以上、原告らが受けた避難指示の程度により差を設ける必要はない。」

（３）相当の避難期間について

「１人あたり月額１０万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるべき避難期間としては、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の危険性や避難指示の程度に応じて、類型的に定めるのが相当である。

帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域については、平成２９年３月３１日及び４月１日に浪江町と富岡町の居住制限区域と避難指示解除準備区域が順次解除されたことを踏まえ、その結果として避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間（１年）を経た平成３０年３月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から８５か月間の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、少なからぬ原告らが避難を継続せざるを得ない実情は、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

帰還困難区域について、被告は、平成２９年５月までの７５か月分について月額１０万円の避難生活による慰謝料を支払い、その他に７００万円の避難長期化慰謝料を支払っている。しかし、本件事故は前記のとおり未曽有の大事故であって、特に大量の放射性物質が飛散した帰還困難区域においては、除染を含む地域の復旧復興が全く見通せないまま長期間経過したことも考量すると」、「避難生活の継続による慰謝料を認めるべき期間について、浪江町や富岡町の居住制限区域等と区別をすべき合理的な理由はないと考えられる。

楢葉町や南相馬市小高区については、浪江町や富岡町より早く、平成２７年９月５日又は平成２８年７月１２日に、居住制限区域又は避難指示解除準備区域が解除されており、楢葉町の原告らのうち１１名は町内に帰還している。しかし、前記認定の原告らの避難生活の実情や避難後の地域の復旧復興に照らせば、これらの地域についても、浪江町や富岡町と同じく８５か月間

の期間を相当の避難期間と認めるのが相当である。

上記の相当の避難期間より前に帰還したか否かにより避難生活の継続による慰謝料を認めるべき期間に差を設けることも相当でない。これより早く帰還した原告らも帰還したからといって通常の生活が直ちに戻るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるからである。

原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の慰謝料を算定するのが相当である。

緊急時避難準備区域については、平成２３年９月３０日に解除されてから避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間（１年）を経た平成２４年８月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から１８か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。」

４　故郷の喪失又は変容による慰謝料の判示内容

同じく、故郷喪失慰謝料については、以下のとおり判示した。

（１）損害の内容ないし考慮事情について

「原告らは、故郷の喪失・変容慰謝料について」「包括的平穏生活権の中の「地域生活利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、その要素として、当該地域の住民が、山林で自生するきのこ、たけのこ、山菜などを採取し、川や海で魚を獲り、田畑や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや、住民相互間でこれらの収穫物を「お裾分け」し合ったり、農作業、冠婚葬祭、子育て、介護などについて自発的に協

力し合ったりするという協働又は共助の関係が根付いていたなどの事情を主張する。

これらの自然環境的条件と社会環境的条件は、住民が、そのような諸条件下になければ通常は無償で取得することができない財物や役務を、無償で取得することを可能にしていた（経済的側面）ということができる。また、同時に、自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じ、住民は、地域に対する強い帰属意識を有し、当該地域に居住することによる安心感を得ていた（精神的側面）ということもできる。

原告らが主張する「故郷」とは、上記のような、地域における住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を指しており、このうち自然環境的条件は、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され、社会環境的条件は、地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きの全部または一部が解体し、侵害されたということができる。

そうすると、このような地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応「故郷」と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害されたことによる損害について賠償を命ずることは、前記のとおり避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価しつくされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。

この観点から、当裁判所は、避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料として、避難を余儀なくされた慰謝料とは別に、故郷の喪失又は変容による有形、無形の損害ないし精神的苦痛を評価し、故郷の

喪失又は変容による慰謝料を算定することとする。」

（２）故郷の喪失又は変容による慰謝料の額について

「当裁判所は、故郷の喪失又は変容の実情について」前提事実及び認定事実「に基づき、本件事故による被害の大きさやこれによる故郷の喪失又は変容の実情に即し、本件事故時の生活の本拠における避難指示の区分に応じて次の通り金額を算定するのが相当であると判断する。

帰還困難区域については、事故後８年以上経っても帰還の目途が立たないことから、地域共同生活の利益を将来にわたって全く失い、故郷が喪失したと評価しても差し支えない。すなわち、帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては、現時点でも帰還可能時期の目途が立たず、実際上は、将来にわたって帰還の希望が実現しないことが見込まれる。この点を考慮すれば、故郷の喪失又は変容による慰謝料として、６００万円を認めるのが相当である。

居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、事故から約６年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害および精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。そこで、本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、１００万円を認めるのが相当である。

緊急時避難準備区域については、事故から半年で解除され、避難の制度上は、通常の生活が可能になったとしても、実際上は多くの地域住民が避難し

たことにより、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない。この点を考慮し、他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮すれば、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、５０万円を認めるのが相当である。」

第３　高松高裁判決について

１　判断の構造

高松高裁判決では、以下のとおり、避難の相当性に関する判断がなされた後に、慰謝料の損害についての認定がされている。

２　避難の相当性に関する判断について

（１）避難の相当性に関する判断基準の基本的な考え方について

「本件において、第１審原告らが主張する精神的損害は、本件事故によって大気中に放出された放射性物質による被ばくを避けるために行った、転居を伴う避難及びその避難の継続によって生じたものであり、具体的には、「避難慰謝料（避難生活がもたらす日常生活阻害）」と、「故郷喪失慰謝料（地域社会を破壊されたことによる損失を内容とする損害）」からなるところ、そのような損害が認められるためには、当該第１審原告の転居を伴う避難が、本件事故と相当因果関係のある損害であることが必要になる。そして、「相当因果関係」の有無の判断は、本件事故が発生したことで当該第１審原告が転居を伴う避難をすることにより生じた損害について、本件事故の発生に法的責任のある者に対して賠償責任を負わせることが相当であるかという法的な判断であるから、第１審原告ごとに、当該第１審原告が置かれた具体的・客観的な状況及び個別的な事情を踏まえ、当該転居を伴う避難をすることが、一般人から見てもやむを得ないものであり、社会通念上、相当といえる場合には、本件事故と当該第１審原告の転居を伴う避難との間には相当因果関係があると認めるのが相当である。」

（２）避難の開始の相当性について

ア　旧避難指示解除準備区域に居住していた第１審原告らについて

「同原告らが当時の住居（南相馬市小高区内）から避難を実施することは、一般人から見てもやむを得ないものであり」「第１審被告東電の自主賠償基準においても、同区域に居住していた住民について避難生活等による精神的損害が存在することを認めていることも考え合わせると、本件事故との間に相当因果関係が認められる。」

イ　旧緊急時避難準備区域に居住していた第１審原告らについて

同原告ら「の居住地域は、屋内退避区域の指定の後、平成２３年４月２２日から緊急時避難準備区域として指定されたところ、同区域内においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は休所、休園又は休校とすることとされ、同区域の住民は、常に、緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への対比が可能な準備をすることが求められていただけではなく、自主避難をすることが求められ、また、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は、同区域に立ち入らないこと等が求められていたことが認められる。そうすると、」同原告らは、「避難が強制されることはなかったものの、同区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は休所、休園又は休校とすることとされ、自主的避難が求められ、本件事故の発生当初から、実質的には避難を余儀なくされたというべきである。

このような客観的な状況に加えて、前記認定のとおり、本件事故の発生直後においては、福島第一原発の１号機～３号機が水素爆発を起こし、これによる放射性物質が大気中に放出される状況にあったこと、当時の新聞報道等では、健康に影響を与える放射線量ではないので冷静な行動を求めるといった記事等もあったものの、「本件事故は当面収束しない」、「原子炉が安定しない」といった報道が連日のようにされていた状況にあった。このような状況は、これまで誰も経験したことがなく、どれほどの広がりを見せる事故であるのか不明であり、放射線による健康影響について必ずしも正確に理解

していない一般市民が、本件事故の発生に対して、この上ない恐怖を抱いたとしても、無理からぬところであるといえる。」

さらに、後記の第１審被告東電の自主賠償基準においても、同区域に居住していた住民について避難生活等による精神的損害が存在することを認めている。

そうすると、上記第１審原告ら（旧緊急時避難準備区域に指定された地域に居住していた第１審原告ら）が、上記のとおり放射線に対する恐怖や不安を抱き、被ばくの影響を避けるために避難することは、一般人から見てもやむを得ないものであって、本件事故と相当因果関係があると認められる。」

（３）避難の継続の相当性について

ア　旧避難指示解除準備区域に居住していた第１審原告について

同原告ら「が居住していた地域に対する旧避難指示解除準備区域の指定が解除（平成２８年７月１２日）されるまで、本件事故から５年以上が経過していること、そのため、解除後少なくとも１年間は、住民（第１審原告ら）側が帰還するための準備などが必要であるところ、後記の中間指針等や第１審被告東電の自主賠償基準においても、精神的損害に対する賠償額の算定において、同区域を旧居住制限区域と全く同様の扱いにしていること（後記の中間指針第四次追補は、「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」を、避難指示区域については１年間を当面の目安としつつ、個別具体的な事情を踏まえて柔軟に判断するものとされ、第１審被告東電の自主賠償基準においては旧居住制限区域について月額１０万円を平成３０年３月３１日まで支払うこととしている。）などを考慮すると、避難の継続の相当性が認められる終期は、平成３０年３月とするのが相当である。」

イ　旧緊急時避難準備区域に居住していた第１審原告らについて

「旧緊急時避難準備区域の設定解除が平成２３年９月３０日にされたこと、解除後少なくとも１年間は、住民（第１審原告ら）側が帰還するための準備などが必要であること、後記の中間指針第二次追補や第１審被告東電の

自主賠償基準においても、終期を平成２４年８月末としていること（インフラ復旧が同年３月末までに概ね完了する見通しであること、同年９月までには関係市町村において学校通学できる環境が整う予定であること及び避難者が従前の住居に戻る準備には言一定期間が必要としていることなどを考慮して、同年８月末を目安としている。）などを考慮すると、避難の継続の相当性が認められる終期は、平成２４年８月とするのが相当である。」

３　損害の判断の在り方について

（１）「第１審原告らは、本件事故による被侵害利益は、「包括的生活利益としての平穏生活権」であり、居住移転の自由や職業選択の自由、自己決定権など個別の権利が侵害されたにとどまらず、自ら選択した場所で自ら築き上げてきた人間関係・共同体における平穏な生活を破壊され、日常生活における行動の自由を制約されるとともに、コミュニティそのものを失い、将来の見通しが立たなくなった状況で、自己の未来を自由に選択することができなくなり、自己の人格を形成、発達させることも困難な状況に追いやられている旨主張する。

そして第１審原告らは、上記被侵害利益が侵害された結果、本件では、精神的損害として、①避難慰謝料（避難生活がもたらす日常生活阻害）と、②故郷喪失慰謝料（地域社会を破壊されたことによる損失を内容とする損害であり、精神的苦痛のほかに有形無形の財産的損害をも包摂する「包括慰謝料」としての性質を持つ。）の賠償を求めている。」

（２）そのうえで、被告東電が主張する受忍限度論が妥当しない旨示し、「本件事故によって第１審原告らが主張する損害（上記避難慰謝料ないし故郷喪失慰謝料）が発生したか、また、発生した場合の慰謝料額はいくらが相当であるかについて、端的に、第１審原告らそれぞれについて、上記避難の相当性が認められる範囲を基礎として判断することとする。」

４　損害の発生及びその損害額に関する判断の在り方について

「前記認定のとおり、第１審原告らは、いずれも福島県内の各自の生活の本

拠である住居を中心として、家庭、学校、職場をはじめとする地域社会において各種活動に関わり、また、地域における自然環境を利用して農業等の生業を営み、地域とのかかわりにおいて生活の糧を取得するなど、それぞれの人間関係・共同体、自然環境等の下で生活を営んできたものであって、こうした人間関係や共同体、自然環境等を含む人的、物的基盤である包括的生活利益を基礎とし、これらとつながりを持ちつつ、日常生活を営んできたものである。

そのような状況下において、本件事故の発生によって放射性物質が大気中に放出されたことによって、第１審原告らのどのような利益が侵害されたと認めるべきかどうかについては、第１審原告らが本件事故当時に居住していた地域において、本件事故前に享受していた上記状況全般を考慮に入れて、その侵害の有無ないし程度を把握する必要がある。

この点、ＵＮＳＣＥＡＲ２０１３年報告書では、精神的な健康の問題と平穏な生活が破壊されたことが、本件事故後に観察された主要な健康影響を引き起こしており、これは、本件地震、本件津波、本件事故の多大な影響、及び放射線被ばくに対する恐怖や屈辱感への当然の反応の結果であったこと、公衆においては、うつ症状や心的外傷後ストレス障害に伴う症状などの心理的な影響が観察されており、今後健康に深刻な影響を及ぼす可能性があることが指摘されており、医学的な証明は困難であるとしても、こうした点も慰謝料の算定においては安易に捨象できないというべきである。

また、本件では、前記認定のとおり、いずれも本件事故によって避難したこと自体に相当性が認められ、これによって、上記日常生活を送ることが妨げられたものであり、結果が重大であることや、本件事故発生以前においては、原子力発電所は、その性質上、原子炉内で放射性物質を扱っており、それがひとたび外部に漏れれば人体に深刻な危害を及ぼしかねないにもかかわらず、原子力発電所は安全であるとして、国のエネルギー政策として、原子力発電所の稼働が積極的に推進されてきたこと、ところが、放射性物質が空

気中に大量に飛散するという我が国では誰も経験したことがない未曽有かつ悲惨な本件事故が突然に発生したこと、第１審被告国については、規制権限の不行使について過失があり、第１審被告東電についても、本件事故の発生についての責任が相当に重いことなどの事実が認められるから、これらの事情も十分に斟酌して、第１審原告らの慰謝料額を算定するのが相当である。

以上に対し、第１審被告らは、中間指針等の合理性を基礎に、第１審原告らには、第１審被告東電が自ら賠償した金額を超える損害は発生していない旨主張する。しかしながら、前記認定のとおり、中間指針等は、原賠法１８条２項２号に基づき、「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として策定されたものに過ぎず、そもそも、裁判所が損害の算定に当たって、中間指針等に拘束される法的根拠はない。また、裁判所の損害認定の参考にはなり得るとしても、中間指針等の解説等が、「損害の算定について、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられるとしており、また、そのため、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る」と記載していることからすると、中間指針等には、被災者の個別事情等を捨象して、簡易迅速に被災者の損害回復する（第１審被告東電も納得した上で、被災者に対する任意の支払を早期に実現する）という和解金的な色彩があることは否定できないから、中間指針等の定める賠償基準額が控えめな金額にとどまっていることも否定できない。

このような観点からすると、本件において、当審の口頭弁論終結時までの一切の事情を基に、本件事故と相当因果関係のある損害額（慰謝料額）を定める場合に、中間指針等における基準賠償額より高額になることは、ある意

味では当然の結果であるといえる。」

5　第１審原告の損害の有無及びその額について

（１）旧避難指示解除準備区域に居住していた第１審原告らについて

ア　旧避難指示解除準備区域の客観的な状況

「旧避難指示解除準備区域（ただし、大熊町、双葉町の旧避難指示解除準備区域を除く。）は、本件事故の直後から、避難区域（その後は併せて警戒区域）に指定されることで政府による避難指示が出され、その後、避難指示解除準備区域として指定された地域であるところ、避難指示解除準備区域は、「年間積算線量が２０ｍＳｖ以下となることが確実であると確認された地域」であり、同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い期間を目指す区域とされていた。

なお、旧避難指示解除準備区域においては、主要道路における通過交通、住民の一時帰宅（宿泊は禁止）、公益目的の立入りなどが認められ、また、同区域であることを理由とする営農は制限されていなかった。」

イ　旧避難指示解除準備区域の居住者が受けた被害について

「旧避難指示解除準備区域は、区域内での宿泊が禁止されるなど、様々な制限があり、南相馬市小高区は、平成２８年７月１２日に同区域の指定が解除されたものの、避難指示があった期間は５年４か月という長期間に及んでおり、同区域に居住していた住民にとっては、本件事故前に享受していた包括的生活利益を享受できなくなったと言わざるを得ない状況にある。

このように、旧避難指示解除準備区域に居住していた住民は、その生活の本拠であった住居において居住を継続する権利（居住の自由）を大きく侵害されただけでなく、慣れない避難先で避難生活を継続することによって、これまでのように平穏な日常生活を営むことができなくなり、いつ避難指示が解除されるかわからない中、長期間の避難生活を余儀なくされることで、将来に対する様々な不安が継続したものと認められるから、包括的生活利益と

しての平穏生活権の侵害があったことは明らかである。

また、旧避難指示解除準備区域の現状は、避難指示自体は解除されたものの」「現時点でもなお社会インフラが本件事故前の状態までは復帰しておらず、復帰率も上がっていない状況にある。

そうすると、上記住民にとっては、避難の開始を余儀なくされたこと、また、その避難を上記の通り長期間にわたって続けざるを得なくなったことによる精神的苦痛・損害」「の発生にとどまらず、さらに、第１審原告らが主張する「故郷」（その地域にある生活の本拠（住居）を中心として、家庭、学校、職場をはじめとする地域社会との関わり、地域における自然環境を利用して農業等の生業を営み、地域とのかかわりにおいて生活の糧を取得するなどのために存在する人的、物的基盤）も相当程度に喪失したものといえるのであり、このような包括的生活利益の侵害は上記住民にとって極めて深刻な事態であって、人格的利益そのものに対する極めて深刻な侵害に当たると認めるのが相当である。

したがって、旧避難指示解除準備区域に居住していた住民に対する包括的生活利益としての平穏生活権の侵害に基づく慰謝料額としては、避難慰謝料として、①強制的な避難を余儀なくされた点（以下「強制避難慰謝料」という。）については、各２００万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては（以下「避難継続慰謝料」という。）、月額１２万円、さらに、③実質的に故郷を喪失したのと同視できることから、そのことによる慰謝料（以下「故郷喪失慰謝料」という。）として１００万円を認めるのが相当である。

そして、避難慰謝料のうち、上記②（避難生活の継続）については、既に検討したとおり、本件事故があった日が属する月である平成２３年３月を始期とし、終期は、旧避難指示解除準備区域の指定が解除（平成２８年７月１２日）されてから相当期間が経過した時期であり、また、第１審被告東電が自主賠償基準として支払った期間の終期である平成３０年３月と認めるのが

相当である。」

（２）旧緊急時避難準備区域に居住していた第１審原告らについて

ア　旧緊急時避難準備区域の客観的な状況

旧緊急時避難準備区域は、本件事故後、福島第一原発から判決２０ｋｍ以上半径３０ｋｍ圏内の区域に設定されていた屋内退避区域の解除に伴い、同区域から、避難区域（福島第一原発から半径２０ｋｍ圏内、福島第二原発から半径１０ｋｍ圏内の区域）及び計画的避難区域（福島第一原発から半径２０ｋｍ以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から１年間の積算線量が２０ｍＳｖに達するおそれのある区域）を除いた区域のうち、常に、緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること、及び、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められた区域である。

緊急時避難準備区域は、平成２３年９月３０日に、その指定が解除された。

イ　旧緊急時避難準備区域の居住者が受けた被害について

「旧緊急時避難準備区域においては、避難が強制されることはなかったものの、引き続き自主避難が求められ、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められており、南相馬市原町区にあっては少なくとも平成２３年９月まで、川内村にあっては平成２４年３月まで、公立の小中学校が休校するなどしている。

旧緊急時避難準備区域においては、福島第一原発から半径２０ｋｍ圏内に設定された避難区域・警戒区域ないし旧避難指示解除準備区域や、計画的避難区域ないし旧避難指示解除準備区域とも接する位置関係にあり、本件事故は、放射性物質の大気中への放出、建屋の水素爆発といった、これまで我が国で経験がない未曽有の大事故であったことにも照らせば、上記区域に居住していた住民らが実質的に避難を余儀なくされた状況にあったことは前記のとおりであり、包括的生活利益としての平穏生活権の侵害が存在することは

明らかである。そうすると、避難の開始を余儀なくされたこと、また、その避難を続けざるを得なくなったことによる精神的苦痛・損害（避難慰謝料）の発生が認められる。

もっとも、本件事故から半年程度後に緊急時避難準備区域の指定は解除されており、旧避難指示解除準備区域のように長期間にわたって避難指示が解除されなかった状況はない。加えて、旧緊急時避難準備区域の住民に対しては、政府から自主避難が推奨されていたものの、同区域への立入りに制限はなく、居住も許されており、避難しなかった住民も少なくなかったものである。現に、南相馬市原町区については、本件事故当時との比較で、平成２４年１１月２２日時点の居住者数が約２６％の減少にとどまっており、川内村についても平成２７年７月１日時点で避難者数が約３６％であることなどに照らすと、旧緊急時避難準備区域について、「故郷」に不可欠な人的、物的基盤が喪失し、人々の生活を成立させている共同性が失われているといった状況にあるとまではいえないから、同区域に居住していた住民について、故郷喪失慰謝料の発生は認められないというべきである。

以上によれば、旧緊急時避難準備区域に居住していた住民に対する包括的生活利益としての平穏生活権の侵害に基づく慰謝料額としては、避難慰謝料として、①実質的に強制的に転居させられた慰謝料については、各１５０万円とし、②避難継続慰謝料については、月額１２万円と認めるのが相当である。

そして、避難継続慰謝料については、既に検討したとおり、本件事故があった日が属する月である平成２３年３月を始期とし、終期は、旧緊急時避難準備区域の指定が解除された１年後である平成２４年８月と認めるのが相当であり、合計１８か月間と認める。」

第４　南相馬仙台高裁判決

１　慰謝料の算定方法

「本件における慰謝料の算定にあたっては、原告らが主張する包括的平穏生

活権の侵害、とりわけ地域生活利益の侵害に関し、前記認定の原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害を評価するにあたり、被告が原陪審の中間指針に従った賠償をしてきていることを踏まえ、被告の賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的であると考える。

この点、被告は、避難指示の程度に応じて相当の避難期間を定め（避難指示解除準備区域８５か月、緊急時避難準備区域１８か月）、その期間について一人月額１０万円の割合による避難生活に伴う慰謝料を支払っている。したがって、当裁判所においても、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料として、原告らの主張や被害の実情を勘案し、避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料について検討するのが、損害の合理的な評価方法と考える。」

2　避難を余儀なくされた慰謝料

「原告らは、居住地の近くで設置運営されていた福島第一原発における全く予期しない突然の事故により大量の放射性物質が拡散する重大な事故に見舞われ、深刻な放射線被害の具体的な危険に直面し、適切な情報も提供されないまま突然避難を余儀なくされるという重大な損害を被っている。

原告らの多くは、避難指示の遅れや情報の欠如から適切な時期に適切な場所に避難することができず、あるいは適切な被ばく防護策がとられなかったことで被ばくによる健康被害に対する具体的な不安や危惧があるというのに、放射線による生命・身体への被害の危険を判断する適切な情報もないまま、事故直後から避難指示を受けて、とるものもとりあえずあわただしく避難し、あるいは緊急時避難準備区域においても、屋内退避を指示され、南相馬市では一時避難を要請されるなどして同様の避難を実際上余儀なくされた。

被告や国から十分な情報が公開されず、避難経路や避難先を適切に判断することができず、より線量の高い地域に避難した者も少なくないし、余震が続く中にあって、鉄道や道路も十分利用できず、給油も困難な中、着の身着のまま

慌ただしく避難をせざるを得なかった。

このような突然の避難により、原告らは、地域の人間関係を断たれ、場合によっては、職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは、その置かれた状況はさまざまであるとしても、それぞれの境遇においてきわめて大きな精神的苦痛を被ったものと認められる。このことは地震や津波により自宅が全壊ないしは損壊した者も変わりがない。

このような原告らの避難の状況を踏まえ、原告らが慰謝料の原因として主張する包括的平穏生活権の侵害により「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害のうち、避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定するのが相当と認められる。

このような慰謝料を算定するにあたっては、本件事故の発生について、事故を予見しながら結果回避を怠り深刻な原発事故を発生させた重大な責任が被告にあることも考慮して算定するのが相当である。原告らの避難は、原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が、事前に予見していた津波被害の対策を先送りして起こした重大事故のために余儀なくされたものであり、その観点からも、原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は、更に大きなものと評価できるからである。

このような意味を有する避難を余儀なくされた慰謝料の算定をするには、上記のような原告らの損害ないし精神的苦痛の内容程度を的確に評価する観点から、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度、すなわちこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが相当である。

この観点から、当裁判所は、上記の損害ないし精神的苦痛を評価した避難を余儀なくされた慰謝料として、原告らについて、避難指示の区分に応じて次の

金額を認めるのが相当であると判断する。

避難指示解除準備区域であった地域から避難した原告については、放射線被害の危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられるから、１人あたり１５０万円とするのが相当である。

緊急時避難準備区域であった地域から避難した原告については、上記地域と比べ、避難生活を始めるにあたっての精神的苦痛にはそれほどの差がないとしても、放射線被害の危険や避難の切迫性の面では、精神的苦痛の程度がやや小さいものと評価できるから、１人あたり７０万円とするのが相当である。」

3　避難生活の継続による慰謝料

「避難を余儀なくされた慰謝料を算定しても、避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛、不便、不自由、不安等のストレスないし精神的苦痛が慰謝されるものとはいえない。したがって、これらの損害ないし精神的苦痛を考慮し、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するのが相当である。

慰謝料の月額については、被告は、原陪審の定めた中間指針に従い、１人あたり月額１０万円の避難生活に伴う慰謝料を支払っており、当裁判所は」「避難を余儀なくされた慰謝料の他に、原告らの相当の避難期間について、１人あたり月額１０万年の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当であると判断する。この慰謝料の月額は、避難を余儀なくされたことは同じである以上、原告らが受けた避難指示の程度により差を設ける必要はない。

１人あたり月額１０万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるべき相当の避難期間は、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の危険性や避難指示の程度に応じて、類型的に定めるのが相当である。

避難指示解除準備区域については、南相馬市原町区は、平成２８年７月１２日に避難指示解除準備区域が解除されたことを踏まえ、避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間を経た平成３０年３月までの期間を避難期間と

みて、本件事故から８５か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。

緊急時避難準備区域については、平成２３年９月３０日に解除されてから避難継続か帰還かの判断をするについて相当な期間を経た平成２４年８月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から１８か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。

他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、少なからぬ原告らが避難を継続せざるを得ない実情は、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

また、上記の相当期間より前に帰還しても、避難生活の継続による慰謝料を認める期間に差を設けることは相当でない。早く帰還した原告らも、帰還したからといって通常の生活が直ちに戻るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるからである。

原告として訴えを提起しながら、上記の相当の期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である。」

4　故郷の変容による慰謝料

「原告らは、故郷喪失・変容慰謝料について、包括的平穏生活権の中の「地域生活利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、その諸要素として、当該地域の住民が、山林で自生するきのこ、たけのこ、山菜などを採取し、川や海で魚を獲り、田畑や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや、住民相互間でこれらの収穫物を「お裾分け」し合ったり、農作業、冠婚葬祭、子育て、介護などについて自発的に協力し合ったりするという協働又は共助の関係が根付いていたなどの事情を主張する。

原告らが主張する「故郷」とは、地域における住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を指し、自然環境的条件は、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され、社会環境的条件は、地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染される恐れのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きの全部又は一部が解体し、侵害されたということができる。この観点から、当裁判所は、このような地域における住民の生活基盤と訴いての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応「故郷」と呼び、前記のとおり避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価し尽くされない損害について、避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料として、南相馬市原町区における生活基盤の喪失・変容についての原判決の説示」「の事実に基づき、故郷の変容による有形、無形の損害ないし精神的苦痛を評価し、故郷の変容による慰謝料を算定することとする。

避難指示解除準備区域については、事故から５年後に解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害および精神的苦痛が生じたと認められる。そこで本件による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、１００万円を認めるのが相当である。

緊急時避難準備区域については、事故から半年で解除され、避難の制度上は、通常の生活が可能になったとしても、南相馬市では、全住民に対して一時全ての住民に避難が要請され、多くの地域住民が避難したことにより、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない。この点を考慮し、他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮すれば、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、５０万円を認めるのが相当である。」

5　被告の主張に対する反論

「被告は、原告らの避難の状況について」「個別の事情を主張し、これらの事情を個別に考慮して慰謝料を算定すべきであると主張する。

津波による自宅の損壊等の被害を受けた原告についてみると、確かに、原町区の沿岸地域には広範かつ甚大な津波被害が発生し、雫地区、小沢地区、小浜地区では、居住地域が建築基準法３９条１項の災害危険区域（津波等による危険の著しい区域）に指定され、居住用の建物の建築が制限されたものもある。

しかし、津波により自宅が損壊したからといって、当然の結果として、その地域での生活が継続できなくなるわけではない。地域から避難し、避難生活を継続し、その間に地域の共同生活が失われた原因は、津波ではなく原発事故に遭ったと認めるのが相当である。災害危険区域への指定も、当該地域に居住していた者が当該土地で生活を再建することを希望するか否かによって決定され、その意思決定は、津波被害を原因として決定されたというよりも、津波に加えて原発事故による避難指示が続いたことが決定的な原因となったと認められるのである。

小沢地区のように、津波により全４９戸のうち４７戸が被害を受け、ほぼ全域が災害危険区域に指定された地区でも、地域社会はその地区のみでなく、周辺地域とのかかわりによって成り立つものであり、この地域が、原発から１８ｋｍと近く、避難指示が続き、放射能汚染の危惧が高かったことからすれば、小沢地区の地域コミュニティが変容した主たる原因は、やはり原発事故にあったというべきである。

したがって、津波より自宅が損害した被災者あるいは地区のほとんどの家が津波被害を受けた小沢地区の原告にも、避難を余儀なくされた慰謝料、避難生活の継続による慰謝料、故郷の変容による慰謝料を同じように認めるのが相当である。

被告は、特別養護老人ホームへの入所」、「進学・就職・結婚等のための転居による避難終了」「などの事情を主張し、本件事故に起因する避難生活が継

続していたとはいえないとも主張する。

しかし、避難指示解除準備区域に居住していた原告は、本件事故により、居住していた家や地域が放射性物質に汚染され、平成２８年７月１２日に避難指示が解除されるまではもとより、その後相当の期間を経た平成３０年３月３１日にまでは居住していた家や地域において平穏な日常生活を送ることが不可能になったといえる。

緊急時避難準備区域に居住する原告も、屋内退避を求められ、更に、南相馬市の独自の判断により避難を求められた上、物流が止まって生活が困難になる中、福島第一原発において発生し得る最悪の事態を想定し、緊急時に避難のための立ち退きや屋内への退避が可能な準備を行う地域に指定されたことにより、平成２３年９月３０日の解除後も、平成２４年８月３１日までは被ばくを避けるために行動を制約され、同様に、平穏な日常生活を送ることが不可能ないし著しく困難にされた。

原告らは、福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面し、この放射線被害の危険は原子力発電所における未曽有の大事故によるもので、その危険性の程度を的確に評価できず、将来における原状回復の可能性も全く予想できないものであった。除染が進められてきたとはいえ、環境中に放出された放射性物質による健康被害の不安は解消されず、とりわけ放射線への感受性が高い可能性がある子どもを抱える家族の健康上の不安は大きかったといえる。進学や就職により転居し、家族や地域社会との結びつきに変化があったとしても、原発事故後の生活には、深刻な原発事故の被害と避難指示による地域社会や家族関係の変動が大きな影響を及ぼしていることも明らかである。そのような事情も併せて考慮しなければ公平とはいえない。事故の影響で職場が閉鎖になった結果、家族を避難先に残して単身赴任したのはまさに本件事故によるものであり、家族と一緒に避難しているのと変わりがない。事故時点で大学に進学することが決まっていた者も、学業に必要な範囲で進学先の近くに居住したというにすぎず、学

生と家族の結びつきの深さを考えれば、家族との避難生活を終えたと評価できるものではない。

本件事故により生活の基盤である自宅やその地域で生活する権利や自由を奪われた原告らが失ったものは、原告それぞれの年齢、職業、通学先等の各自の事情により異なるが、原発事故により生活の基礎となる基本的な権利や自由が奪われた原告らの精神的苦痛を評価するには、そのような個別の事情を重視するよりも、原発事故に直面し、生活状況が事故により激変した被害の重大性、共通性を重視する方が、被害の実情に即した実質的に公平な損害の算定方法であると考える。

被告の主張する前記の個別の事情によって、原告の慰謝料、とりわけ避難生活の継続による慰謝料額に差をつけるのが相当とは認められない。」

第５　検討

１　避難を余儀なくされた慰謝料について

（１）避難を余儀なくされた慰謝料が損害の発生として認定されたこと

原告は、故郷喪失慰謝料及び避難慰謝料の損害賠償請求を求めていたところ、上記３件の高裁判決では、避難慰謝料の中でも、避難生活を継続していた慰謝料とは区別した損害項目として、第２の２（２）及び第４の１（２）、並びに第３の５のとおり、避難を余儀なくされた慰謝料又は強制避難慰謝料が原告に発生していると認定をしている。

（２）損害の認定額に差があることが不合理であること

高松高裁判決では、避難指示解除準備区域において２００万円、緊急時避難準備区域において１５０万円を損害として認定した。他方、第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決は、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域において１５０万円、緊急時避難準備区域において７０万円と認定している。

ア　損害の認定額に裁判所間での差があることが不合理であること

高松高裁判決の裁判の原告には、帰還困難区域及び居住制限区域に居住し

ていた原告はいない。したがって、同判決と、第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決において、損害の内容を比較できるのは、避難指示解除準備区域及び緊急時避難準備区域の原告である。これらの区域の原告の損害額が、高松高裁判決と、第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決で上記のように判断が分かれている。

同一区域においては、避難を余儀なくされた事情については同一である。そして、第１陣仙台高裁判決においても、「このような意味を有する避難を余儀なくされた慰謝料の算定をするには、上記のような原告らの損害ないし精神的苦痛の内容程度を的確に評価する観点から、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度、あるいはこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが相当である」などと判示し、類型的な損害額の認定が相当としていることから、同一避難指示区域における損害額が異なることを想定していない。

高松高裁判決では、避難を余儀なくされた慰謝料として、避難指示解除準備区域の原告に２００万円の損害、緊急時避難準備区域の原告に１５０万円の損害を認定することができている以上、少なくとも、避難指示解除準備区域の原告には２００万円、緊急時避難準備区域の原告には１５０万円の損害が発生していたといえる。

また、第１陣仙台高裁判決においては、帰還困難区域及び居住制限区域の原告は、避難指示解除準備区域の原告と同様、放射性被害の具体的な危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられる旨認定されている。

したがって、類型的な損害の認定を前提とするならば、帰還困難区域及び居住制限区域の原告も、避難を余儀なくされた慰謝料として、２００万円の損害が発生していたといえる。

イ　損害の認定額に避難指示区域間で差があることが不合理であること

上記損害額の認定によると、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解

除準備区域の原告と、緊急時避難準備区域の原告とで損害の認定額に差が生じている。

（ア）第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決においては、区域間で損害の認定額に差額が生じている根拠について、緊急時避難準備区域の原告については、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域と比べ、避難生活を始めるにあたっての精神的苦痛にはそれほどの差がないとしても、放射線被害の危険や避難の切迫性等の面では、精神的苦痛の程度がやや小さいものと評価できることをあげている。

しかしながら、実際の放射線被害の危険や避難の切迫性は、その後の避難生活中の統計等により徐々に判明したことであり、避難を開始した当時に、原告らに適切な情報として明らかな情報ではなく、そのために原告らは避難生活を開始していた。したがって、放射線被害の危険や避難の切迫性等の面での精神的苦痛の程度としても、緊急時避難準備区域の原告は、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の原告とは異ならない。

（イ）また、高松高裁判決では、避難の相当性について、緊急時避難準備区域の原告ら「の居住地域は、屋内退避区域の指定の後、平成２３年４月２２日から緊急時避難準備区域として指定されたところ、同区域内においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は休所、休園又は休校とすることとされ、同区域の住民は、常に、緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への対比が可能な準備をすることが求められていただけではなく、自主避難をすることが求められ、また、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は、同区域に立ち入らないこと等が求められていたことが認められる。そうすると、」同原告らは、「避難が強制されることはなかったものの、同区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は休所、休園又は休校とすることとされ、自主的避難が求められ、本件事故の発生当初から、実質的には避難を余儀なくされたというべきである。

このような客観的な状況に加えて、前記認定のとおり、本件事故の発生直後においては、福島第一原発の１号機～３号機が水素爆発を起こし、これによる放射性物質が大気中に放出される状況にあったこと、当時の新聞報道等では、健康に影響を与える放射線量ではないので冷静な行動を求めるといった記事等もあったものの、「本件事故は当面収束しない」、「原子炉が安定しない」といった報道が連日のようにされていた状況にあった。このような状況は、これまで誰も経験したことがなく、どれほどの広がりを見せる事故であるのか不明であり、放射線による健康影響について必ずしも正確に理解していない一般市民が、本件事故の発生に対して、この上ない恐怖を抱いたとしても、無理からぬところであるといえる。」と判示した（以下、「避難の相当性の判示部分」という。）。

また、損害認定にあたっても、「旧緊急時避難準備区域においては、福島第一原発から半径２０ｋｍ圏内に設定された避難区域・警戒区域ないし旧避難指示解除準備区域や、計画的避難区域ないし旧避難指示解除準備区域とも接する位置関係にあり、本件事故は、放射性物質の大気中への放出、建屋の水素爆発といった、これまで我が国で経験がない未曽有の大事故であったことにも照らせば、上記区域に居住していた住民らが実質的に避難を余儀なくされた状況にあったことは前記のとおりであり、包括的生活利益としての平穏生活権の侵害が存在することは明らかである。そうすると、避難の開始を余儀なくされたこと、また、その避難を続けざるを得なくなったことによる精神的苦痛・損害（避難慰謝料）の発生が認められる。」と判示する一方（以下、「損害認定の前半部分」という。）、「もっとも、本件事故から半年程度後に緊急時避難準備区域の指定は解除されており、旧避難指示解除準備区域のように長期間にわたって避難指示が解除されなかった状況はない。加えて、旧緊急時避難準備区域の住民に対しては、政府から自主避難が推奨されていたものの、同区域への立入りに制限はなく、居住も許されており、避難しなかった住民も少なくなかったも

のである。現に、南相馬市原町区については、本件事故当時との比較で、平成２４年１１月２２日時点の居住者数が約２６％の減少にとどまっており、川内村についても平成２７年７月１日時点で避難者数が約３６％であることなどに照らすと、旧緊急時避難準備区域について、「故郷」に不可欠な人的、物的基盤が喪失し、人々の生活を成立させている共同性が失われているといった状況にあるとまではいえないから、同区域に居住していた住民について、故郷喪失慰謝料の発生は認められないというべきである。」（以下、「損害認定の後半部分」という。）と判示して避難を余儀なくされた慰謝料の損害額を１５０万円と認定している。

高松高裁判決の上記判示内容のうち、避難の相当性の判示部分及び損害認定の前半部分では、原告らが、実質的に本件事故の発生当時から避難の開始を余儀なくされたことを認定している。しかし、損害認定の後半部分に挙げられた事情により避難指示解除準備区域との違いがあることを示し、これが損害の認定額に差が生じた理由のようにも読める。

しかし、損害認定の後半部分に挙げられている事情は、避難者らが実質的に避難の開始を余儀なくされた本件事故の発生後しばらく経った後にようやく判明した事情である。そして、避難者らが避難を余儀なくされた時点での精神的苦痛が、その後に生じた事情により事後的に緩和されることはないのであるから、緊急時避難準備区域の原告について、避難指示解除準備区域の原告と異なって損害額を認定する理由はない。

（３）結論

全ての区域の原告らについて、２００万円の避難を余儀なくされた慰謝料が認定されるべきである。

２　避難継続慰謝料について

（１）避難継続慰謝料の月額

ア　３件の高裁判決の金額の整理

避難継続慰謝料の月額については、第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高

裁判決では月額１０万円、高松高裁判決では月額１２万円と、それぞれ判示された。

イ　南相馬仙台高裁判決及び第１陣仙台高裁判決の月額１０万円の根拠

南相馬仙台高裁判決によると、月額１０万円と認定した理由について、「慰謝料の月額については、被告は、原陪審の定めた中間指針に従い、１人あたり月額１０万円の避難生活に伴う慰謝料を支払っており、当裁判所は」「避難を余儀なくされた慰謝料の他に、原告らの相当の避難期間について、１人あたり月額１０万年の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当であると判断する。この慰謝料の月額は、避難を余儀なくされたことは同じである以上、原告らが受けた避難指示の程度により差を設ける必要はない。」と判示する。

第１陣仙台高裁判決は、月額１０万円とする理由について、上記南相馬仙台高裁判決ほど明確には示していないが、南相馬仙台高裁判決と判示内容が酷似していることからすると、月額１０万円と認定した理由として、被告が、原陪審の定めた中間指針に従い月額１０万円の避難生活に伴う慰謝料を支払ったことであると考えることができる。

ウ　高松高裁判決の月額１２万円の根拠

他方、高松高裁判決では、被告が、原陪審の定めた中間指針に従い月額１０万円の避難生活に伴う慰謝料を支払ったことを前提としつつも、月額１２万円を損害額として認定した。

高松高裁判決は、慰謝料の額を算定するにあたって以下の事情をあげた。すなわち、「この点、ＵＮＳＣＥＡＲ２０１３年報告書では、精神的な健康の問題と平穏な生活が破壊されたことが、本件事故後に観察された主要な健康影響を引き起こしており、これは、本件地震、本件津波、本件事故の多大な影響、及び放射線被ばくに対する恐怖や屈辱感への当然の反応の結果であったこと、公衆においては、うつ症状や心的外傷後ストレス障害に伴う症状などの心理的な影響が観察されており、今後健康に深刻な影響を及ぼす可能

性があることが指摘されており、医学的な証明は困難であるとしても、こうした点も慰謝料の算定においては安易に捨象できないというべきである。

また、本件では、前記認定のとおり、いずれも本件事故によって避難したこと自体に相当性が認められ、これによって、上記日常生活を送ることが妨げられたものであり、結果が重大であることや、本件事故発生以前においては、原子力発電所は、その性質上、原子炉内で放射性物質を扱っており、それがひとたび外部に漏れれば人体に深刻な危害を及ぼしかねないにもかかわらず、原子力発電所は安全であるとして、国のエネルギー政策として、原子力発電所の稼働が積極的に推進されてきたこと、ところが、放射性物質が空気中に大量に飛散するという我が国では誰も経験したことがない未曽有かつ悲惨な本件事故が突然に発生したこと、第１審被告国については、規制権限の不行使について過失があり、第１審被告東電についても、本件事故の発生についての責任が相当に重いことなどの事実が認められるから、これらの事情も十分に斟酌して、第１審原告らの慰謝料額を算定するのが相当である。」という内容である。

また、高松高裁判決は、中間指針等の位置づけについても以下のように判示する。すなわち、「中間指針等は、原賠法１８条２項２号に基づき、「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として策定されたものに過ぎず、そもそも、裁判所が損害の算定に当たって、中間指針等に拘束される法的根拠はない。また、裁判所の損害認定の参考にはなり得るとしても、中間指針等の解説等が、「損害の算定について、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられるとしており、また、そのため、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で

増額されることがあり得る」と記載していることからすると、中間指針等には、被災者の個別事情等を捨象して、簡易迅速に被災者の損害回復する（第１審被告東電も納得した上で、被災者に対する任意の支払を早期に実現する）という和解金的な色彩があることは否定できないから、中間指針等の定める賠償基準額が控えめな金額にとどまっていることも否定できない。

このような観点からすると、本件において、当審の口頭弁論終結時までの一切の事情を基に、本件事故と相当因果関係のある損害額（慰謝料額）を定める場合に、中間指針等における基準賠償額より高額になることは、ある意味では当然の結果であるといえる。」と判示している。

エ　検討

高松高裁判決の前記根拠の中でも、とりわけ、中間指針等に、被災者の個別事情等を捨象して、簡易迅速に被災者の損害を回復するという和解金的な色彩があることが否定できず、中間指針等の定める賠償基準額が控えめな金額にとどまっていることも否定できないことといった内容を踏まえると、実際の損害額は中間指針の額よりも高額となるべきことは明白である。したがって、このことから、避難継続慰謝料の月額は、中間指針で示された１０万円を超える額が認定されなければならないといえる。この点で、第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決の内容として、被告が、中間指針等に従い、月額１０万円の支払がなされていることを主たる根拠に、月額１０万円の損害が発生している旨を認定している判示部分は、不十分であるといえる。

また、４陣原告らは、高松高裁判決の原告らと同様、避難を余儀なくされたことは同じである以上原告らの居住していた区域により認定される損害額に差を設ける必要はないこと、避難先の場所によっても避難を余儀なくされた事実が異なるものではないと考えられることからすると、審理された裁判所の違いによって、避難者間で異なる金額が認定されるべきではない。

オ　結論

原告らは、訴状において、避難継続慰謝料の月額を２０万円と主張している。高松高裁判決の判示内容を前提とすれば、中間指針等が存在するとしても月額２０万円の認定をすべきであるし、最低でも高松高裁判決で認定された月額１２万円は認定されなければならない。

（２）避難継続慰謝料の期間について

避難継続慰謝料の期間については、３つの高裁判決において、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域において８５か月及び、緊急時避難準備区域では１８か月となっている。

上記期間は、帰還困難区域を除くいずれの地域も、避難指示が解除された時点（居住制限区域・避難指示解除準備区域が平成２９年３月３１日又は同年４月１日、緊急時避難準備区域が平成２３年９月３０日）から１年間の相当期間を加えた期間としている。

第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決では、「他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。」などと判示しているのであるから、故郷喪失慰謝料において正当に損害額が算定されている限り、当該認定については不合理とはいえないといえる。

逆に、避難継続慰謝料の期間として、上記８５か月又は１８か月を下回る期間を認定することはできないといえる。

３　故郷喪失慰謝料について

（１）各裁判例で認定された故郷喪失慰謝料の額の整理

故郷喪失慰謝料として、帰還困難区域の原告については、第１陣仙台高裁判決において、６００万円と認定された。

居住制限区域の原告については、第１陣仙台高裁判決において、１００万

円が認定された。

避難指示解除準備区域の原告については、上記３つの高裁判決において１００万円が認定された。

緊急時避難準備区域の原告については、第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決では５０万円が認定され、高松高裁判決では慰謝料が認定されなかった。

（２）第１陣仙台高裁判決の故郷喪失慰謝料の判示内容

第１陣仙台高裁判決では、区域ごとにそれぞれ以下のように判示された。

ア　帰還困難区域の金額

「帰還困難区域については、事故後８年以上経っても帰還の目途が立たないことから、地域共同生活の利益を将来にわたって全く失い、故郷が喪失したと評価しても差し支えない。すなわち、帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては、現時点でも帰還可能時期の目途が立たず、実際上は、将来にわたって帰還の希望が実現しないことが見込まれる。この点を考慮すれば、故郷の喪失又は変容による慰謝料として、６００万円を認めるのが相当である。」

イ　居住制限区域及び避難指示解除準備区域の金額

「居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、事故から約６年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害および精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。そこで、本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復

興により徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、１００万円を認めるのが相当である。」

ウ　緊急時避難準備区域の金額

「緊急時避難準備区域については、事故から半年で解除され、避難の制度上は、通常の生活が可能になったとしても、実際上は多くの地域住民が避難したことにより、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない。この点を考慮し、他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮すれば、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、５０万円を認めるのが相当である。」

（３）第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決における帰還困難区域以外の損害額を認定する根拠が適切とはいいがたいこと

第１陣仙台高裁判決及び南相馬仙台高裁判決によると、故郷喪失慰謝料の損害額を認定するにあたり、居住制限区域及び避難指示解除準備区域においては、地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性を考慮している旨示している。また、緊急時避難準備区域においては、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できないとしつつも、他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮していると判示する。

ア　しかし、地域共同生活の利益を著しく又は相当に損なわせたのは被告であることから、今後の復旧復興についても、本件事故前の地域共同生活利益を取り戻すために被告が原状回復として行わなければならないはずである。

したがって、損害の認定額にあたって、「地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性」や、「比較的早期に復旧復興が進められている実情」は、損害額の認定にあたって考慮すべき事情とはいいがたい。

イ　仮に、帰還困難区域以外の区域において、「地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性」や、「比較的早期に復旧復興が進められている実情」を考慮するとしても、帰還困難区域の損害額と比較しても、その差

額は大きく不合理であるといえる。理由は以下のとおりである。

第１陣仙台高裁判決は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域における損害額を認定するにあたり、「慰謝料額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。」と判示している。

原告らの主張する「故郷」は、人と自然とのかかわり、人と人とのつながり、その永続性が三位一体になった場所であるとされる。そして、第１陣仙台高裁判決においても、故郷について以下のとおり判示している。すなわち、「原告らは、故郷の喪失・変容慰謝料について」「包括的平穏生活権の中の「地域生活利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、その要素として、当該地域の住民が、山林で自生するきのこ、たけのこ、山菜などを採取し、川や海で魚を獲り、田畑や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや、住民相互間でこれらの収穫物を「お裾分け」し合ったり、農作業、冠婚葬祭、子育て、介護などについて自発的に協力し合ったりするという協働又は共助の関係が根付いていたなどの事情を主張する。

これらの自然環境的条件と社会環境的条件は、住民が、そのような諸条件下になければ通常は無償で取得することができない財物や役務を、無償で取得することを可能にしていた（経済的側面）ということができる。また、同時に、自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じ、住民は、地域に対する強い帰属意識を有し、当該地域に居住することによる安心感を得ていた（精神的側面）ということもできる。

原告らが主張する「故郷」とは、上記のような、地域における住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を指しており」と判示している。

第１陣仙台高裁判決の内容によっても、居住制限区域及び避難指示解除準備区域も、帰還困難区域と同様、故郷としての機能が失われていることが明らかである。すなわち、被告が起こした本件事故により、地域共同生活の利益が侵害されていること、当該地域の生活のインフラも物理的にある程度回復しているとしても、そのことが地域共同生活利益の主体でもある住民の帰還を促す原因にはならず、地域共同生活利益が回復したとはいいがたいことからすると、居住制限区域及び避難指示解除準備区域も、原告らが故郷として直ちに生活を再開することができない、実質的に帰還の目途が立たない地域であるといえる。

したがって、帰還の目途が立たないという意味では、地域生活利益の侵害の程度は、これらの地域も帰還困難区域とは何ら変わりがないのであるから、５００万円近くの損害の差額が生じるのは不合理である。

ウ　また、緊急時避難準備区域においても、比較的早期に復旧復興が進められており、その結果として居住人口が徐々に増えている実情がないとはいえないが、増加した人口は、除染作業や廃炉作業等の原発関係の仕事に従事する人口の割合が多いことからすると、将来的に緊急時避難準備区域に定住・定着することを予定している住民とはいえない。

関意見書（甲Ｂ３２、６５、８０）や、先行訴訟の原告らの供述内容によると、本件事故以前、双葉郡地域で生活している住民は、将来にわたって代々家や土地を受け継いでいく習慣や意思があり、また、他の地域から移住してきた者も、そこの地域の住民とともに地域共同生活を作り上げてきた。

しかしながら、被告からは、帰還した住民のみならず本件事故後に緊急時避難準備区域に移住した住民が、将来にわたって同地域に定着して生活をしていく意思があること、あるいは定着することについては明らかにされておらず、地域共同生活が作り上げられていることは反証されていない。

したがって、避難者である原告らが帰還したことをもってただちに本件事故以前の地域共同生活の利益を享受しうるわけではないのであるから、比較的早期に復旧復興が進められている実情があったとしても、地域共同生活が相当に損なわれたことの損害を回復させる事情とはなり得ない。よって、地域共同生活は相当に損なわれたままであるのであるから、帰還困難区域等のように期間の目途が立たない程度に地域共同生活が侵害されているとはいえないとしても、その侵害の程度は大きいといえる。

（４）認定されるべき故郷喪失慰謝料の額

ア　寺西意見書（甲Ｂ６４）では、故郷喪失慰謝料を金銭的に評価した場合、２０００万円という主張額が、原告らの受けた損害がもつ重大さや質的内容に比して、きわめて低い水準のものだといわなくてはならないと指摘している。また、同意見書では、避難慰謝料（避難を余儀なくされた慰謝料及び避難継続慰謝料）と故郷喪失慰謝料とは、別個の損害項目であることを前提としている。ここでは、２０００万円という評価でも、きわめて低い水準であるということが重要であるといえる。

イ　第１陣仙台高裁判決によると、帰還困難区域では、将来にわたって帰還の希望が実現しないことが見込まれることを考慮して慰謝料が算定されている。将来にわたって帰還の希望が実現しないことというのは、まさに故郷を喪失することである。すなわち、将来的に帰還や、同地域での地域生活利益を享受することができないことを前提とする損害であるから、６００万円はきわめて低額であることが明らかである。

ウ　居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、前記のとおり、帰還困難区域と同等の地域生活利益の侵害の程度といえることからすると、帰還困難区域と同様６００万円以上の額が認定されるべきである。

エ　緊急時避難準備区域については、帰還の程度が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域とは異なるものの、居住制限区域及び避難指示

解除準備区域と同程度の慰謝料額が認定されるべきである。

以上